

平成30年度 大阪府立茨木支援学校 高等部

## 入 学 案 内

所在地 〒567-0067 茨木市西福井4-5-5

電話 072-643-6951

### 1. めざす学校像

「明るく、強く、きよらかに、生き抜く力を培う学校」

- 1 安全で児童生徒が安心して学べ、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばせる学校
- 2 児童生徒一人ひとりが社会の一員として希望と生きがいを持ち、積極的に社会に参画する意欲と態度を養う学校
- 3 共生社会の形成に向けた特別支援教育のセンター校としての機能を発揮し、保護者・地域から信頼され期待される学校
- 4 教職員の役割と責任を明確にして学校組織の再構築を行い、教員の専門性・授業力向上のための体制を整える学校

### 2. 応募資格

- (1) 肢体の機能の障がいの程度が次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者
  - イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者
- (2) 知的障がいの程度が次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者
  - イ 知的発達の遅滞の程度が前に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者
- (3) 本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であって原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人）の住所が、普通課程志願者は茨木市・高槻市・摂津市・島本町の3市1町内の者、生活課程志願者は茨木市内にある者であって次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 支援学校（特別支援学校）中学部又は中学校（これに準ずる学校を含む）を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
  - イ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

### 3. 出願手続

#### (1) 出願書類の交付

各中学校・支援学校で受け取ることができます。本校でも随時交付します。

#### (2) 提出書類

ア 入学志願書

イ 調査書（出身学校長の作成したもの）

ウ 住民票の写しまたはこれにかわるもの

（注1）平成29年度（平成30年3月）卒業見込みの者は不要です。

ただし、次の者は提出してください。

・平成28年度（平成29年3月）以前に卒業した者（出願時）

・校区外であるが転居により、本校校区に変わる者（転居後）

（注2）本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）のものがが必要です。

#### (3) 出願期間

1月26日（金）から2月2日（金）までの午前10時から午後4時まで

（ただし、土、日曜日、祝日は受け付けできません。）

#### (4) 願書提出先

本校に持参して提出してください。（郵送によるものは受け付けできません。）

#### (5) 調査書は中学校教職員が持参又は郵送してください。

### 4. 検査

(1) 期日 3月19日（月） 午前9時から（受付は午前8時30分から）

(2) 場所 大阪府立茨木支援学校

(3) 内容 検査・行動観察・面接

(4) 携行品 受験票 筆記用具 上履き（\*体育館シューズ） \*体操服

\*印は生活課程受験者は必携

(5) 受験料 不要

\*検査日には、必ず保護者が同伴してください。

### 5. 入学予定者の発表および入学予定者説明会

発表： 3月22日（木）午後1時（本校校長室前に掲示します）

説明会： 3月22日（木）午後2時（受付は午後1時30分より）

なお、電話による問い合わせは、ご遠慮ください。

### 6. その他

(1) 通学バスの運行については、検査日当日に説明いたします。

(2) 授業料・通学バスの利用料はいりませんが、給食費等の経費がかかります。

なお、就学奨励費の制度があります。

(3) 入学その他についての問い合わせは、本校（担当：高等部主事 井上）までお願いします。